

東京学芸大学数学科同窓会規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は東京学芸大学数学科同窓会（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的）

本会は会員相互の交流を深め、東京学芸大学および同大学院数学科（以下「学大数学科」という）の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事務局）

本会の事務局は、東京都小金井市貫井北町4-1-1、東京学芸大学数学教室内におき、支部は国内外の必要な地におく。

第4条（活動）

本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （ア）総会、親睦会、研究会・講演会などの開催
- （イ）ウェブサイトなどによる情報の発信
- （ウ）在学生の支援
- （エ）会員名簿の管理
- （オ）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条（会員）

会員は、以下のとおりである。

- （ア）学大数学科等の卒業生
- （イ）学大数学科の教員および旧教員
- （ウ）附属学校の教員および旧教員

第6条（除名）

会員でこの規約または総会の決議に違反した者、および本会の名誉を傷つける行為のあった者は、役員会の議決を経て除名することができる。

第7条（退会）

会員より退会を依頼された場合、会長は退会を認めることができる。

また、退会した会員より再入会の依頼があった場合、会長は入会を許可することができる。

第3章 役員

第8条（役員）

本会に、以下の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任幹事

第9条（会長）

会長は役員会において選出し、総会において承認する。会長は役員会を開催し主催するとともに会務を統括する。

第10条（副会長）

副会長は役員会において選出し、総会において承認する。副会長は会長を補佐し必要な場合はこれを代行する。

第11条（常任幹事）

常任幹事は会長が次のとおり指名する。

- (ア) 会計 2名
- (イ) 広報 若干名
- (ウ) 庶務 若干名
- (エ) 事務局 若干名

第12条（役員の任期）

1. 役員の任期は1期2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 任期の途中において役員に欠員が生じた場合は、ただちに補充するものとする。
この場合の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第13条（会議）

本会の会議は、総会、役員会とする。

第14条（会議の招集）

総会・役員会はすべて会長がこれを招集する。

第15条（総会議決数）

総会における議決および承認は、出席した会員の過半数で決するものとし、可否同数のときには、議長の決するところによる。

第5章 会計

第16条（年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第17条（経費）

本会の経費は、寄付金およびその他の収入によってまかなう。

第18条（会計報告）

役員会は、毎年会計年度に開かれる最初の総会において会計報告を行い、その承認を得なければならない。

第6章 規約改正

第19条（規約改正）

本規約は、総会における出席会員の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

附 則

本規約は、2018年11月3日から施行する。